

議員提出議案第3号

乗合タクシー制度の見直しとタクシー料金助成事業の存続を求める決議

上記の議案を、亀山市議会会議規則第13条第1項の規定により、別紙のとおり提出します。

平成30年12月21日提出

提出者

亀山市議会議員 櫻井清蔵

賛成者

亀山市議会議員 森 美和子

同 岡本公秀

同 前田耕一

同 服部孝規

亀山市議会議長 小坂直親様

別紙

乗合タクシー制度の見直しとタクシー料金助成事業の存続を求める決議

乗合タクシー制度の見直しとタクシー料金助成事業の存続を求める決議

亀山市では、市民の身近な交通手段を確保することについて、これまで実施してきた地域公共交通であるコミュニティバス路線等の再編だけでは限界があることから、平成30年10月より、バスとタクシーの中間的なサービスとして、乗合タクシーの運行を開始した。

これは、満75歳以上の人や、4輪運転免許を持たない満65歳以上の人、心身的な理由で自動車を運転できない人などが、事前にタクシーを予約し、他の人と乗り合いにより、あらかじめ定めた出発地から目的地までを低料金で利用できるものである。

この乗合タクシー制度について、亀山市議会では、制度の運用がスタートする前から、予約が前日の15時までであることや、運行時間が平日の10時から15時までであること、出発地及び目的地が限定されていることなどをはじめ、様々な課題・問題点を指摘し、制度の再構築を求めてきた。

一方、市では、これまで高齢者や障がい者（児）の社会活動を促進するため、タクシーを利用する場合に、その料金の一部を助成するタクシー料金助成事業を実施しているが、平成31年4月から、基本的に満75歳以上の方は、10,000円のタクシー券の助成が無くなり、乗合タクシー制度に移行することになっている。

しかし、乗合タクシー制度がスタートして2箇月間の実績を見ても、登録者数及び利用者数ともに当初の目標に達しておらず、課題も多くあり、とても公共交通というには程遠い状況である。

そこで、タクシー料金助成事業は、あくまで福祉施策として行われているもので、地域公共交通とは性質が異なることから、このタクシー券を一部を除いて廃止するのであれば、乗合タクシー制度が地域公共交通として十分機能し、市民にとって利用しやすい制度となるよう見直され、タクシー券交付の必要性が無くなった後に廃止するべきである。

よって、亀山市議会として、乗合タクシー制度の見直しと、タクシー料金助成事業の存続について、下記のとおり強く求めここに決議する。

記

- 1 乗合タクシー制度が、地域公共交通として市民がより利用しやすい制度となるよう十分検証し、早期に見直しを行うこと。
- 2 タクシー料金助成事業については、乗合タクシー制度の見直しが終了し、利便性の高い制度として定着するまでの間は、現行制度を存続すること。

平成30年12月21日

亀山市議会